

事務事業評価シート

(評価対象年度：令和2年度)

1. 基本的事項【PLAN】

①事務事業名		総合教育会議推進事業				②事業番号		1323	
③事業類型		8. 人件費事業				④開始年度		平成 27 年度	
						⑤終了予定年度		年度 ○ 設定なし	
⑥根拠法令等		○ 法令		○ 条例		○ 規則		○ 要綱	
		○ 計画等		○ その他		法令等の名称：地方教育行政の組織及び運営に関する法律			
⑦実施手法		○ 直営		○ 全部委託		○ 一部委託		○ 補助・負担	
								○ その他	
⑧関連予算科目コード		款		—		項		—	
								目	
⑨担当部名		総合政策部		⑩担当課名		政策推進課		会計	
								一般会計	

2. 事務事業の現状把握【DO】

〔1〕事務事業の目的・事業内容

(1)対象(誰、何に対して事業を行うのか)		対象指標(対象者数を表す指標)		単位	
① 市長、教育委員会		① 市長、教育委員数		人	
②		②			
(2)事業内容(具体的な事務事業の内容、どのような方法で実施しているか)		活動指標(活動の量を表す指標)		単位	
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、平成27年4月に施行されたことに伴い、市長が教育委員会と協議・調整し、教育大綱を策定することになった。 また、予算の調製、執行や条例提案など市長の権限に係る事項も協議対象となったことから、総合教育会議を設置し、必要に応じ開催する。		① 開催件数		件	
		②			
		③			
(3)意図(対象をどのような状態にしたいか、何をねらっているのか)		成果指標(意図の達成度を表す指標)		単位	
市長と教育委員会と協議・調整し、教育行政の指針となる教育大綱を策定する。 また、教育に関する諸問題について、意思疎通を図る。		① 審議案件数		件	
		② 計算式			
		③ 計算式			
		④ 計算式			
(4)結果(対象を意図する状態にすることで、何に結びつくか。上位施策との関連)		総合計画体系上の位置付け			
市長と教育委員会が教育施策について、協議・調整することで施策の方向性が定まり、教育行政の円滑な推進と教育環境の維持向上に繋がる。 その他の体系上の位置付け (1-3-1-3):義務教育だけではなく、保育教育環境の整備にも繋がる。		政策(章)		1 すべての人が尊ばれ、その個性が発揮できるまち	
		施策大(節)		3 子どもが豊かな人間関係と学ぶ喜びを育むまちをめざします	
		施策中		2 義務教育の充実	
		施策小		6 教育環境の整備	

〔2〕各種指標値、事業費の推移

指標名		単位	H30実績	R1実績	R2実績	R3見込	R4目標	指標値の推移における 特殊要因などの説明
対象指標①	市長、教育委員数	人	6	6	6	6	6	
対象指標②								
活動指標①	開催件数	件	0	2	1	1	1	
活動指標②								令和元年度は教育 大綱改訂を行った。
活動指標③								
成果指標①	審議案件数	件	0	2	1	1	1	
成果指標②								事業費などの推移にお ける特殊要因などの説 明
成果指標③								
事業費	投入人員	人	0.00	0.11	0.05	0.05	0.05	
	正職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	任期付職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	臨時職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業費	人件費(投入人員*単価)	千円	0	848	382	382	382	令和元年度は教育 大綱改訂を行った。
	直接事業費	千円	0	0	0	0	0	
	総事業費	千円	0	848	382	382	382	
財源内訳	国庫支出金	千円	0	0	0	0	0	
	府支出金	千円	0	0	0	0	0	
	受益者負担金	千円	0	0	0	0	0	
	その他特定財源	千円	0	0	0	0	0	
一般財源		千円	0	848	382	382	382	

〔3〕事務事業開始の経緯、状況の変化、評価結果への対応

①この事業を開始したきっかけは何か。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、平成27年4月から総合教育会議の設置が義務付けられたことによる。
②開始から現在までこの事務事業を取り巻く状況は、どのように変化したか。また、今後どのように変化していくと考えられるか。	総合教育会議を設置することで、教育行政における責任が明確化され、迅速な危機管理体制の構築が可能となり、市長と教育委員会の連携の強化が図れた。 今後も定期的に開催し、協議・調整することで、意識の共有が図れる。
③前年度の評価結果を受けて行った改革・改善の取組はあるか。	—

〔1〕目的妥当性(必要性)

A.高い B.やや高い C.やや低い D.低い

[1]の評価

A

〔2〕有効性

A.高い B.やや高い C.やや低い D.低い

〔2〕の評価

A

〔3〕効率性

A.高い B.やや高い C.やや低い D.低い

〔3〕の評価

A

4. 総合評価

5. 改革、改善案【ACTION】

＜今後の方向性＞

ア	ア. 現状のまま継続	イ. 見直しのうえで継続	ウ. 終了 ↓ (年まで)	エ. 休止 ↓ (年から)	オ. 廃止 ↓ (年から)
	<今後の展開方針> a. 重点化する(集中的なコスト投入) c. 効率化する(コストを下げる) b. 手段を改善する(実施主体や実施手段を変える) d. 簡素化する(規模を縮小する) e. 統合する(他の事務事業と統合する)				
①改革、改善の具体案、実施年度など	策定された教育大綱に基づき、関係する政策施策を推進していかなければならない。今後、学校再編にむけた議論が想定され、適宜開催を行う。				
②改革・改善を実現するうえで、解決すべき課題及び考えられるその解決策	総合教育会議の協議・調整事項には、予算の調整や執行などに係る事項も含まれていることから、今後も必要に応じて開催していかなければならない。				